

恵庭市リサイクルセンター施設整備基本計画(骨子)について

1 計画策定の趣旨

本市の資源化処理に関する既存施設は、ペット・缶・びん選別減容保管施設を平成12年4月から稼働して24年以上、プラスチック容器包装減容保管施設を平成19年4月に稼働して17年以上経過しており、老朽化が著しくなっています。

これらの背景を踏まえ、本市では、リサイクルセンターの整備に当たり、既存施設を延命化するか、又は新たなリサイクルセンターを整備するか、整備基本方針を定め、資源化処理に係る施設整備方針や事業スケジュール等の方向性を検討し、「恵庭市リサイクルセンター施設整備基本計画」としてとりまとめることを検討しています。(令和7年3月策定予定)

2 施設整備に係る3つの基本方針

基本方針1 適正処理を安全に、かつ安心して継続できる施設

- 延命化又は新たに早期に整備し、安定的に運営できる施設
- 適切な運営維持を確保した施設（労働者の作業環境への配慮、搬入事業者へも安心する施設）

基本方針2 安定的な資源化の維持管理運営ができる施設

- 平等な就労環境へのアクセスが可能となる多様な雇用形態
- 多様な世代へ3Rの大切さを伝えることができる施設
- 作業効率に配慮した施設配置を計画し、建設費及び運営・維持管理費において経済性に優れた施設

基本方針3 社会変動に対応した継続処理に優れた施設

- ごみ量減少への対応を可能とするため、小規模施設での適正処理が可能な施設
- 大規模災害への備えとしても資源物を継続的に処理し、かつ停電時の復旧作業も容易な施設
- 2050年CO₂排出量実質ゼロを達成するため、消費電力を出来るだけ小さくし、環境に配慮した施設

3 計画の構成(骨子案)

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 本市の概況
- 第3章 ごみ処理の現状及び課題
- 第4章 施設整備に係る基本方針
- 第5章 施設基本条件
- 第6章 建設候補地及び基本条件
- 第7章 施設整備方針
- 第8章 整備する施設の概要
- 第9章 施設配置及び動線計画
- 第10章 プラント設備計画
- 第11章 土木・建築計画
- 第12章 管理・運営計画
- 第13章 事業スケジュール